

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2019年1月17日	
【会社名】	株式会社サンワカンパニー	
【英訳名】	SANWA COMPANY LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山根 太郎	
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号	
【電話番号】	06-6359-6721(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 津崎 宏一	
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区茶屋町19番19号	
【電話番号】	06-6359-6721(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 津崎 宏一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	369,720,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,560,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

#### （注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役及び従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役及び従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2017年11月21日開催の当社取締役会及び2017年12月27日開催の当社第39回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）に基づき、2019年1月17日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対しては、2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2048年12月開催予定の当社第70回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の社外取締役に対しては、2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2023年12月開催予定の当社第45回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の従業員に対しては、当社第41期事業年度から第50期事業年度（2018年10月1日～2028年9月30日）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役4名及び従業員3名（社外取締役を含みます。以下、「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

#### 譲渡制限期間

割当対象者	譲渡制限期間
当社の取締役（社外取締役を除く。）	2019年2月1日～2069年1月31日
当社の社外取締役	2019年2月1日～2049年1月31日
当社の従業員	2019年2月1日～2029年1月31日

上記に掲げる割当対象者の区分に応じ、それぞれ上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。譲渡制限付株式の無償取得

割当対象者	無償取得事由
当社の取締役（社外取締役を除く。）	本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合。ただし、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除く。
当社の社外取締役	
当社の従業員	本譲渡制限期間が満了する前に取締役の意を受けて特定の所管事業を統括する当社の取締役に準ずる地位（以下、「部長等」という。）から退任した場合。ただし、当社取締役会が正当と認める理由（定年等）がある場合を除く。

当社は、割当対象者が、上記に掲げる割当対象者の区分に応じ、それぞれ上記に定める無償取得事由に該当した場合、本割当株式を、当該無償取得事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」といいます。）において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

## 譲渡制限の解除

割当対象者	譲渡制限の解除事由
当社の取締役(社外取締役を除く。)	本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと又は当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任したこと。
当社の社外取締役	
当社の従業員	本譲渡制限期間中、継続して、当社の部長等の地位にあったこと又は当社取締役会が正当と認める理由(定年等)により本譲渡制限期間が満了する前に当社の部長等の地位から退任したこと、及び一定の業績条件が成就したこと。

当社は、割当対象者が、上記に掲げる割当対象者の区分に応じ、それぞれ上記に定める譲渡制限の解除事由に該当した場合、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等。割当対象者が当社の従業員の場合は定年等)により、本譲渡制限期間が満了する前に、割当対象者が当社の取締役の地位から退任した場合(割当対象者が当社の従業員の場合は当社の部長等の地位から退任した場合であって、かつ、一定の業績条件が成就した場合)には、2019年1月から割当対象者がかかる地位から退任した日を含む月までの月数を、360(割当対象者が当社の社外取締役の場合は60、当社の従業員の場合は120)で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

## 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

## 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2019年1月から当該承認の日を含む月までの月数を、360(割当対象者が当社の社外取締役の場合は60、当社の従業員の場合は120)で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

## 2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,560,000株	369,720,000	184,860,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,560,000株	369,720,000	184,860,000

- (注) 1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1.「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の割当対象者に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は184,860,000円です。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2048年12月開催予定の当社第70回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、当社の社外取締役に対する2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2023年12月開催予定の当社第45回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、及び当社の従業員に対する当社第41期事業年度から第50期事業年度（2018年10月1日～2028年9月30日）に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役：2名（ ）	1,480,000株	350,760,000円	2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2048年12月開催予定の当社第70回定時株主総会までの期間分
当社の社外取締役：2名	20,000株	4,740,000円	2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2023年12月開催予定の当社第45回定時株主総会までの期間分
当社の従業員：3名	60,000株	14,220,000円	当社第41期事業年度から第50期事業年度（2018年10月1日～2028年9月30日）

社外取締役を除きます。

### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
237	118.5	100株	2019年1月31日		2019年2月1日

- (注) 1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1.「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 本株式発行は、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2048年12月開催予定の当社第70回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、当社の社外取締役に対する2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会から2023年12月開催予定の当社第45回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、及び当社の従業員に対する当社第41期事業年度から第50期事業年度（2018年10月1日～2028年9月30日）に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社サンワカンパニー 管理部	大阪市北区茶屋町19番19号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(注) 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。

(2)【手取金の使途】

本株式発行は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額ははありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第40期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年1月17日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 第2 臨時報告書の提出

2019年1月7日に、以下臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

#### 1 提出理由

2018年12月27日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年12月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役には山根太郎、津崎宏一、小菅正伸及び出口治明の4氏を選任するものであります。

なお、小菅正伸及び出口治明は社外取締役であります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案				(注)	
山根 太郎	86,121	509	-		可決 96.77
津崎 宏一	86,132	498	-		可決 96.78
小菅 正伸	86,264	366	-		可決 96.93
出口 治明	86,116	514	-		可決 96.76

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 2017年10月1日 至 2018年9月30日	2018年12月27日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年12月27日

株式会社サンワカンパニー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 入山 友作 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンワカンパニーの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンワカンパニーの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サンワカンパニーの平成30年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社サンワカンパニーが平成30年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。